

熊本県農業再生協議会 令和6年度第2回通常総会次第

日時：令和6年12月16日10時～

場所：JA熊本中央会10階会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人選任

5 議事

(1) 議案

第1号議案

令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針の一部改正について

第2号議案

令和7年産米の作付け目安について

(2) 報告事項

令和6年度事業計画及び収支予算の変更について

令和6年度上半期内部監査報告について

(3) その他

6 閉会

熊本県農業再生協議会 令和6年度第2回通常総会 出席者名簿

令和6年12月16日

団 体 名	役 職 名	氏 名	備 考
熊本県農業協同組合中央会	代表理事会長	宮本 隆幸	会長
熊本県農林水産部生産経営局	局 長	徳永 浩美	副会長
熊本県経済農業協同組合連合会	代表理事会長	丁 道夫	副会長
一般社団法人熊本県農業会議	会 長	福原 幸一	
熊本県主食集荷協同組合	理事長	赤星 和彦	
熊本県市長会	事務局長	古閑 茂雄	代理出席
熊本県町村会	事務局次長	瀬戸 浩一	代理出席
熊本県農業共済組合	共済事業部長	中林 裕一	代理出席

【事務局関係者等】

所 属	役 職 名	氏 名	備 考
一般社団法人熊本県農業会議	専務理事兼事務局長	楮本 亮治	
熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課	審議員	平田 修	
	課長補佐	春口 真一	
	主任技師	犬童 淳一郎	
農業技術課	課長補佐	古閑 三恵	
	部 長	中野 敬悟	
J A熊本経済連農産部	農産指導課長	赤池 慎一	
	所 長	藤川 修朗	事務局長
J A熊本中央会・連合会 農政・営農支援センター	副所長	小島 裕二	
	部 長	中村 隆宏	
	次 長	辻 健吾	
	統 括	下舞 睦哉	

出席者総数20名

1

2

令和6年産米以降における 熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について (案) ※見え消し

令和2年11月24日に熊本県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）で決議した、「令和3年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針」に基づき、県産米の需要に応じた生産と水田のフル活用を進め、主食用米は県全体の需要見込量の範囲内での生産が行われ、各地域で自らが描く水田収益力強化ビジョン（以下「水田ビジョン」という。）の実現が図られた。

令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた米の生産・販売の取組については、令和5年産米までの取組の方向性を維持し、基本方針は下記のとおりとする。

1 基本方針

- (1) 県段階から地域(市町村)地域協議会等※)段階に対し主食用米の作付目安を提示する。
- (2) 県段階で提示する作付目安は、熊本県の需要見込量の範囲内において、地域が策定する水田ビジョンに示す設定した主食用米の作付計画値を基本とする。
- (3) 地域(市町村)段階では、実情に応じて方針作成や農業者へ作付目安を提示する。

※地域協議会等とは、43 地域農業再生協議会及び五木村を指す（令和6年11月時点）。

2 熊本県の需要見込量と県全体の作付目安

(1) 熊本県の需要見込量

熊本県の需要見込量は、県全体の作付目安がこの範囲内に収まることを確認するために算定する。

算定方法は、前年産米の熊本県の需要見込量に、国が示す需給見通しの主食用米等生産量の対前年比を乗じて算定する。なお、県産米の需給状況に応じて調整を行うことができるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{熊本県の需要見込量 (ト)} \\ & = \text{前年産米の熊本県の需要見込量 (ト)} \\ & \quad \times \text{国全体の主食用米等生産量の対前年比 (翌年目安適用年の生産量} \div \text{当年前年産生産量)} \\ & \quad + \text{県産米の需給状況に応じた調整} \\ & \quad \text{※ 県の基準単収で割り戻して面積換算値 (ha) を算出} \end{aligned}$$

(2) 県全体の作付目安

県全体の作付目安は、円滑な取組推進に資するよう、地域協議会等が策定する水田ビジョンに示された設定した主食用米の作付目標面積の積上げにより算定する。

$$\begin{aligned} & \text{県全体の作付目安 (ha)} \\ & = \text{地域協議会等の水田ビジョンに示されたが設定した主食用米の作付目標面積の積上げ} \\ & \quad \text{※地域協議会等の作付目標面積は、県作付目安算定前に地域協議会等から県協議会に報告。} \end{aligned}$$

(3) 地域協議会等への作付目安の提示

県協議会は、(1) 熊本県の需要見込量の面積換算値と(2) 地域協議会等の作付目標面積の積上げを比較し、(1) の範囲内に(2) が収まることを確認のうえ、(2) 「地域協議会等の作付目標面積の積上げ」を熊本県の作付目安として地域協議会等へ提示する。

3 作付目安・作付目標面積の活用等について

(1) 地域協議会等の作付目標面積の活用について

地域協議会等は、地域の作付目標面積、実際の作付実績等を比較分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているか検証するなど、水田**収益力強化**ビジョンの見直し等に活用するものとする。

(2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安等の情報の提示は、地域の実情に応じて地域協議会等が決定することとする。

なお、地域の作付目標面積を根拠に、地域協議会等の作付目安や農業者別の作付目安を設定することも可能とする。

また、必要に応じて、作付目標面積と前年の作付実績を農業者等に提示するなど、需給情報が伝わるよう留意するものとする。

令和6年産米以降における 熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について（案）※溶け込み

令和2年11月24日に熊本県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）で決議した、「令和3年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針」に基づき、県産米の需要に応じた生産と水田のフル活用を進め、主食用米は県全体の需要見込量の範囲内での生産が行われ、各地域で自らが描く水田収益力強化ビジョンの実現が図られた。

令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた米の生産・販売の取組については、令和5年産米までの取組の方向性を維持し、基本方針は下記のとおりとする。

1 基本方針

- (1) 県段階から地域（地域協議会等※）段階に対し主食用米の作付目安を提示する。
- (2) 県段階で提示する作付目安は、熊本県の需要見込量の範囲内において、地域が設定した主食用米の作付計画値を基本とする。
- (3) 地域段階では、実情に応じて方針作成や農業者へ作付目安を提示する。

※地域協議会等とは、43地域農業再生協議会及び五木村を指す（令和6年11月時点）。

2 熊本県の需要見込量と県全体の作付目安

(1) 熊本県の需要見込量

熊本県の需要見込量は、県全体の作付目安がこの範囲内に収まることを確認するために算定する。

算定方法は、前年産米の熊本県の需要見込量に、国が示す需給見通しの主食用米等生産量の対前年比を乗じて算定する。なお、県産米の需給状況に応じて調整を行うことができるものとする。

熊本県の需要見込量(ト)

=前年産米の熊本県の需要見込量(ト)

×国全体の主食用米等生産量の対前年比（目安適用年の生産量÷前年産生産量）

+県産米の需給状況に応じた調整

※ 県の基準単収で割り戻して面積換算値(ha)を算出

(2) 県全体の作付目安

県全体の作付目安は、円滑な取組推進に資するよう、地域協議会等が設定した主食用米の作付目標面積の積上げにより算定する。

県全体の作付目安(ha)

=地域協議会等が設定した主食用米の作付目標面積の積上げ

※地域協議会等の作付目標面積は、県作付目安算定前に地域協議会等から県協議会に報告。

(3) 地域協議会等への作付目安の提示

県協議会は、(1)熊本県の需要見込量の面積換算値と(2)地域協議会等の作付目標

面積の積上げを比較し、(1)の範囲内に(2)が収まることを確認のうえ、(2)「地域協議会等の作付目標面積の積上げ」を熊本県の作付目安として地域協議会等へ提示する。

3 作付目安・作付目標面積の活用等について

(1) 地域協議会等の作付目標面積の活用について

地域協議会等は、地域の作付目標面積、実際の作付実績等を比較分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているか検証するなど、水田収益力強化ビジョンの見直し等に活用するものとする。

(2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安等の情報の提示は、地域の実情に応じて地域協議会等が決定することとする。

なお、地域の作付目標面積を根拠に、地域協議会等の作付目安や農業者別の作付目安を設定することも可能とする。

また、必要に応じて、作付目標面積と前年の作付実績を農業者等に提示するなど、需給情報が伝わるよう留意するものとする。

令和7年産米の作付目安について（案）

1 作付目安の設定方針

熊本県においては、米政策見直し後、主食用米を県全体の需要見込量の範囲内で生産し、各地域が自ら描く水田収益力強化ビジョンの実現を図りながら、水田の収益力強化を着実に進めてきた。

令和7年産米の作付目安については、「令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について」（以下「基本方針」という。）に基づき、以下の算定方法により県全体の作付目安を設定する。

2 熊本県の需要見込量と県全体の作付目安について

◇県全体の作付目安の算定方法（※基本方針に基づく）

（1）熊本県の需要見込量は、前年産米の熊本県の需要見込量に、国が示す需給見通しの主食用米等生産量の対前年比を乗じて算定する。なお、県産米の需給状況に応じた調整を行うことができる。

熊本県の需要見込量(ト) ※1

＝前年産米の熊本県の需要見込量

×国全体の主食用米等生産量の対前年比（目安適用年の生産量÷前年産生産量）※2

＋県産米の需給状況に応じた調整

※1 面積換算値(ha)は、原則、重量(トン)を「水稻の作柄表示地帯別10a当たり平年収量1.70mm基準ベース」（農水省が6月頃公表）で除して算定。

※2 対前年比は、原則、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（農水省が10月頃公表）から算定。

（2）県全体の作付目安は、円滑な取組推進に資するよう、地域協議会等が設定する主食用米の作付目標面積の積上げとする。

県全体の作付目安(ha)

＝地域協議会等が設定する主食用米の作付目標面積の積上げ

（3）（1）の範囲内に（2）が収まることを確認のうえ（2）を県全体の作付目安として設定する。

（1）令和7年産米の熊本県需要見込量の算定

需要見込量＝168,640トン × (683万トン(R7) ÷ 683万トン(R6))

＝168,640トン（面積換算値：32,873ha ※） ※168,640,000kg ÷ 513kg ÷ 10.

[対前年比：100%]

（2）令和7年産米の県全体の作付目安の算定

地域協議会等の作付目標面積の積上げ

＝30,100ha（数量換算値：154,413トン※）

※513kg × 30,100ha × 10.

[対前年比：100.5%]

(3) 令和7年産米の県全体の作付目安の設定

(1) 県全体の需要見込量の面積換算値と(2) 地域協議会等の作付目標面積の積上げを比較すると、(1)の範囲内に(2)が収まっている。

従って、(2) 地域協議会等の作付目標面積の積上げを熊本県の作付目安として地域協議会等へ提示する。

県全体の作付目安：30,100ha（数量換算値 154,413 トン）[対前年比：100.5%]
--

3 作付目安・作付目標面積の活用等について

(1) 地域協議会等における作付目安の活用について

地域協議会等では、作付目安の対前年比、地域の作付目標面積、作付実績等を比較分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているか検証し、必要に応じて県や県協議会と協議を行うなど、令和7年度水田収益力強化ビジョンの策定に活用するものとする。

(2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安等の情報の提示は、地域の実情に応じて地域協議会等が決定することとする。

令和7年産主食用米の地域協議会等別作付目標面積

番号	地域農業再生協議会等名	令和7年産米 作付目標面積(ha) (※1)	数量換算値(t)	令和6年産米 作付目標面積(※2) との比較(%)	令和6年産米 作付実績面積(※3) との比較(%)
			※R6年産年平均単収513kg(大臣 官房統計部公表値)で換算		
001	熊本地域農業再生協議会	2,550	13,082	100	98
002	城南・富合地域農業再生協議会	886	4,545	100	108
003	植木町農業再生協議会	489	2,509	87	100
004	宇土市農業再生協議会	622	3,191	103	100
005	宇城市農業再生協議会	1,600	8,208	98	109
006	美里町農業再生協議会	345	1,770	93	101
007	荒尾市地域農業再生協議会	347	1,780	100	104
008	玉名市地域農業再生協議会	2,163	11,096	100	102
009	玉東町地域農業再生協議会	143	734	100	97
010	和水地域農業再生協議会	506	2,596	97	101
011	南関町農業再生協議会	377	1,934	98	100
012	長洲町農業再生協議会	270	1,385	99	101
013	山鹿市農業再生協議会	1,911	9,803	99	96
014	菊池市農業再生協議会	1,520	7,798	100	103
015	合志市農業再生協議会	250	1,283	95	115
016	大津町農業再生協議会	65	333	100	142
017	菊陽町農業再生協議会	100	513	100	118
018	阿蘇市地域農業再生協議会	1,900	9,747	100	103
019	小国郷地域農業再生協議会	445	2,283	100	102
021	産山地域農業再生協議会	148	759	100	91
022	高森町地域農業再生協議会	155	795	91	101
023	南阿蘇村地域農業再生協議会	885	4,540	99	101
024	西原村地域農業再生協議会	100	513	100	143
025	御船町地域農業再生協議会	527	2,704	100	105
026	嘉島町地域農業再生協議会	201	1,031	100	103
027	益城町農業再生協議会	800	4,104	100	111
028	甲佐町地域農業再生協議会	415	2,129	101	121
029	山都地域農業再生協議会	1,118	5,735	103	100
030	八代市農業再生協議会	3,500	17,955	109	104
031	水川町農業再生協議会	360	1,847	98	100
032	水俣芦北地域農業再生協議会	685	3,514	100	123
033	人吉市農業再生協議会	357	1,831	82	100
034	錦町農業再生協議会	441	2,262	108	110
035	あさぎり町地域農業再生協議会	810	4,155	101	100
037	相良村農業再生協議会	200	1,026	100	126
038	山江村農業再生協議会	120	616	100	105
039	球磨村農業再生協議会	100	513	100	261
040	五木村	8	41	133	133
041	天草市農業再生協議会	1,350	6,926	100	135
042	上天草市地域農業再生協議会	159	816	97	102
043	苓北町農業再生協議会	166	852	114	205
044	多良木町農業再生協議会	604	3,099	101	100
045	湯前町農業再生協議会	265	1,359	102	103
046	水上村農業再生協議会	137	703	100	108
	県計	30,100	154,413	100	105

※1:10月に各地域協議会で設定され県に報告のあった値。

※2:R5年度水田収益力強化ビジョン(追加配分時の変更ビジョン)の値。

※3:R6年度の「水田における作付状況」(9月15日付公表値)の値。

1

2

3

4

5

【国の令和7年産主食用米の全国の需給見通し】

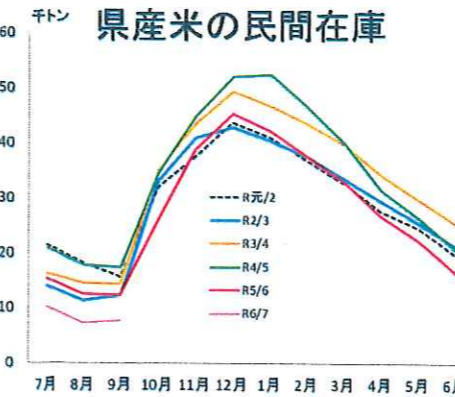
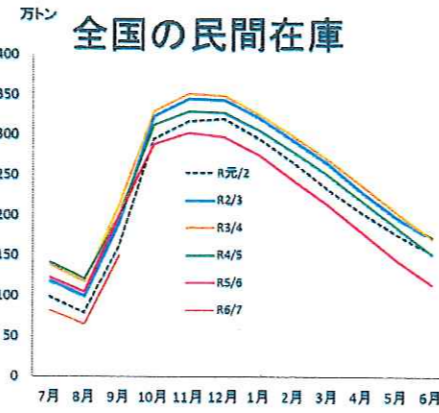
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（農水省, 10月）

- ① 令和6年産の生産量は683万トン。
- ② 令和6年産の需要量は674万トン。
- ③ 令和7年産主食用米生産量は令和6年産と同水準となる683万トンに設定。
- ④ 令和7年産主食用米需要量は663万トン。

		(単位: 万トン)	
令和6年	令和6年6月末民間在庫量	A	153
	令和6年産主食用米等生産量	B	683
	令和6/7年主食用米等供給量計	C=A+B	836
	令和6/7年主食用米等需要量	D	674
		E=C-D	162
令和7年	令和7年6月末民間在庫量	E	162
	令和7年産主食用米等生産量	F	683
	令和7/8年主食用米等供給量計	G=E+F	846
	令和7/8年主食用米等需要量	H	663
		I=G-H	182

【主食用米の状況】

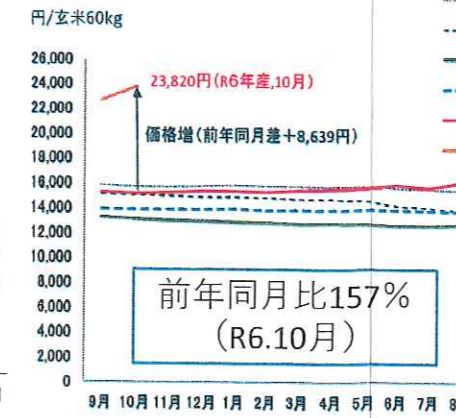
民間在庫



・ R6年産米民間在庫は平年より低水準で推移。

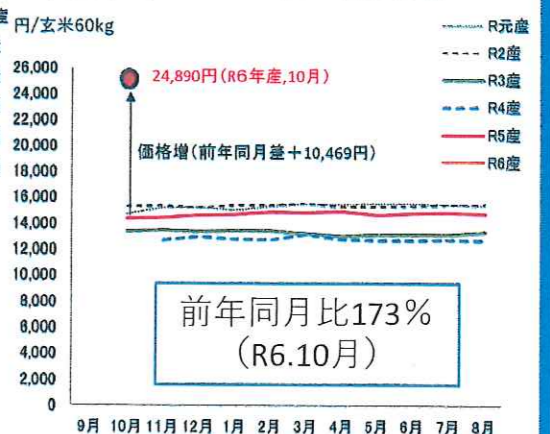
米価

全国の取引価格



・ 全国のR6年産米価格(9~10月)は昨年よりかなり高騰で推移。

県産米(ヒノヒカリ)取引価格



令和6年産米の作付目安

【① 県全体の需要見込量】

県全体の需要見込量

県全体の令和6年産の需要見込量

$$= \text{令和5年産の県全体の需要見込量} \times \text{全国生産量の対前年比}$$

令和6年産需要見込量

$$= 168,640 \text{トン} \times (669 \text{万トン (R6)} \div 669 \text{万トン (R5)})$$

$$= 168,640 \text{トン} \quad (\text{面積換算値 } 32,873 \text{ha})$$

【② 地域協議会の作付目標面積の積上げ】

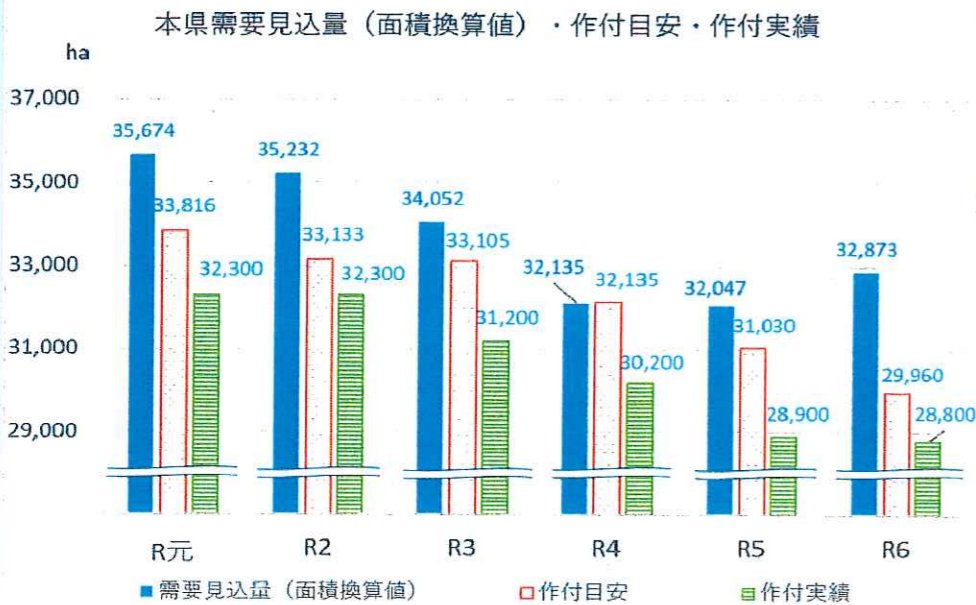
$$\text{R6年産作付目標面積の積上げ} = 29,960 \text{ha} \quad (\text{数量換算値 } 153,568 \text{トン})$$

【③ 県全体の作付目安】

① 県全体の需要見込量の面積換算値に② 地域協議会の作付目標面積の積上げ値が収まっていることを確認の上、②を県全体の目安に設定。

R6年産県全体の作付目安

① 需要見込量面積換算32,873ha > ② 作付目標面積の積上げ29,960ha
29,960haを作付目安に設定



＜令和7年産米の作付目安の設定方針＞

令和7年産は、下記1、2を踏まえて作付目安を設定。

1. 国が10月基本指針で設定する「令和7年産主食用米等生産量」は令和6年産と同水準に設定。
2. 地域協議会のR7年産作付目標面積の積上げ値が令和7年産需要見込量以下。

令和7年産米の作付目安

【① 県全体の需要見込量】

県全体の令和7年産の需要見込量

$$= \text{令和6年産の県全体の需要見込量} \times \text{全国の主食用米等生産量の対前年比 (R7/R6)}$$

令和7年産需要見込量

$$= 168,640 \text{トン} \times (683 \text{万トン (R7)} \div 683 \text{万トン (R6)}) = 168,640 \text{トン} \quad (\text{面積換算値 } 32,873 \text{ha})$$

【② 地域協議会の作付目標面積の積上げ】

$$\text{R7年産作付目標面積の積上げ} = 30,100 \text{ha} \quad (\text{数量換算値: } 154,413 \text{トン}) \quad \text{※対前年比: } 100.5\%$$

【③ 県全体の作付目安】

② 地域協議会の作付目標面積が、① 県全体の需要見込量内に収まったため、地域協議会の作付目標面積積上げ面積を県全体の目安とする。

② 地域協議会作付目標面積積上げ面積 30,100ha < ① 県全体の需要見込量 32,873ha

令和7年産県全体の作付目安

地域協議会の作付目標面積の積上げ **30,100haを作付目安に設定**

令和6年度事業計画及び収支予算の変更について

令和6年度事業計画変更

() が当初、下段が変更後

(略)

2 事業計画

(略)

(5) 国内肥料資源利用拡大対策事業

〈事業の内容〉

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組等を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	(53,445,000) 66,865,000	(53,445,000) 66,865,000	0	1/2 補助 および定額
国内肥料資源活用総合推進支援	6,050,000	6,050,000	0	
国内肥料資源活用推進事業	(100,000) 150,000	(100,000) 150,000	0	事務費
合計	(59,595,000) 73,065,000	(59,595,000) 73,065,000	0	

(略)

令和6年度収支予算変更

(1) 収入の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	当初予算 (A)	補正 (B)	補正後予算 (A) + (B)	備考
(略)				
国内肥料資源利用拡大対策事業	59,595,000	13,470,000	73,065,000	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	53,445,000	13,420,000	66,865,000	
国内肥料資源活用総合推進支援	6,050,000	0	6,050,000	
国内肥料資源活用推進事業	100,000	50,000	150,000	
合計	3,296,650,710	13,470,000	3,310,120,710	

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	当初予算 (A)	補正 (B)	補正後予算 (A) + (B)	備考
(略)				
国内肥料資源利用拡大対策事業	59,595,000	13,470,000	73,065,000	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	53,445,000	13,420,000	66,865,000	
国内肥料資源活用総合推進支援	6,050,000	0	6,050,000	
国内肥料資源活用推進事業	100,000	50,000	150,000	
合計	3,296,650,710	13,470,000	3,310,120,710	

国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和5年度国補正予算】

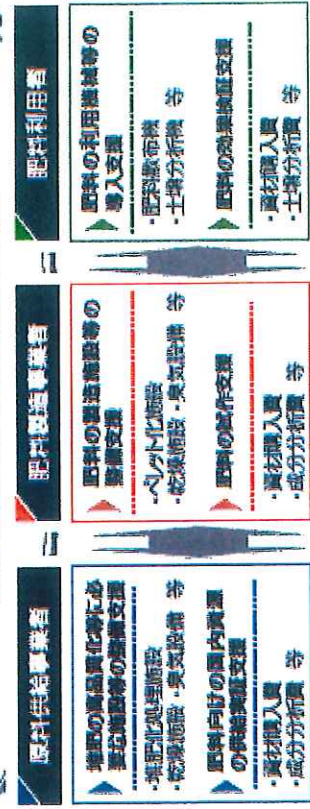
肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備を支援する。

<事業実施の概要>

事業実施主体名	区分	事業内容	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	自己負担 (円)	備考
帯北町	国内肥料資源活用施設 総合整備支援	堆肥製造施設の改修	68,541,000	34,270,000	34,271,000	2次募集：6/20採択
有限会社吉水農園	国内肥料資源活用施設 総合整備支援	堆肥舎、ホイールローダー、運搬車	42,185,000	19,175,000	23,010,000	2次募集：6/20採択
有限会社吉水農園	国内肥料資源活用総合 推進支援	散布機械（マニアスプレッター、 トラクター）	13,310,000	6,050,000	7,260,000	2次募集：6/20採択
産山村	国内肥料資源活用施設 総合整備支援	堆肥製造施設の増改築	26,840,000	13,420,000	13,420,000	3次募集：8/8採択
合計			150,876,000	72,915,000	77,961,000	

<事業のイメージ>

<事業の流れ>



国 → 県再生協議会 → 農業者の組織する団体等

国

県再生協議会

農業者の組織する団体等

定額、1/2以内

定額、1/2以内

熊本県農業再生協議会規約（抜粋）

平成 23 年 4 月 15 日制定
令和 5 年 4 月 28 日一部改正

(略)

(総会の権能)

第 14 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
- (5) 対象作物の生産数量目標に関する情報の算定等に関すること。
- (6) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

ただし、緊急を要するものに限り、会長決裁により変更できるものとする。

(略)

令和6年度事業計画（変更後）

1 基本方針

本県では主食用米を県全体の需要見込量の範囲内で生産し、各地域で自ら描く水田ビジョンの実現を図り、需要に応じた生産に取り組み水田の収益力強化を着実に進めてきた。

令和6年産については、県協議会では、全国の米消費の動向や県内の持越し在庫の状況等を踏まえ、「令和6年産主食用米の需要に応じた生産・販売について」に基づき、引き続き需給状況の改善に向けて取り組んでいくとともに、新市場開拓用米や米粉用米等の新規需要米の生産の取組みを進める。

また、食料安全保障の確保の観点から食料の安定的な供給が求められる中、麦、大豆、飼料用米等の生産拡大を進めるとともに、実需者ニーズに応じた低コスト・高収益な産地体制への転換、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、更には、燃料価格の高騰による経営への影響緩和、国内肥料資源利用拡大等に向けた取組を展開することで、本県の農家経営の安定と農業の振興を図ることとする。

2 事業計画

(1) 経営所得安定対策等推進事業等

〈事業の内容〉

経営所得安定対策等の円滑な推進や生産性の高い水田農業の確立を図るため、各地域協議会（市町村、JA等）の職員を対象とした説明会の開催や適正な経理・事務処理の執行についての現地確認を行う。

また、水田フル活用の推進による不作付地の解消やセーフティネットである収入減少影響緩和対策や収入保険の加入を推進する。

（単位：円）

区分	事業費	負担区分		
		国	県	農業団体
協議会の開催・運営費	4,954,000	1,620,000	1,799,000	1,535,000
推進研修会等開催費	3,143,000	2,684,000	117,000	342,000
地域協議会指導費	2,679,000	2,246,000	197,000	236,000
合計	10,776,000	6,550,000	2,113,000	2,113,000

(2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

燃料価格の高騰による施設園芸農家の経営の悪化を緩和し、燃料価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、セーフティネット資金を造成し、燃料価格高騰時における補填金を交付する。

○ セーフティネット構築事業

資金造成額

- ・前年度繰入額 2,282,761,411 円
- ・資金造成見込額 400,000,000 円(国 200,000,000 円+農業者 200,000,000 円)
- ・合計 2,682,761,411 円

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	農業者	
セーフティネット構築事業	2,682,761,411	1,341,380,705	1,341,380,706	
推進事業	3,000,000	3,000,000		事務費、賃金
合計	2,685,761,411	1,344,380,705	1,341,380,706	

(3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業

〈事業の内容〉

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として、実施要綱に基づいた適切な管理を行う。

○ 積立金の管理

- ・前年度繰入額 288,113,299 円
- ・年間積立金納付見込額 252,000,000 円(過去3カ年における最大値)

○ 令和5年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業
委託費 405,000 円

(4) 肥料価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

肥料価格高騰対策において、肥料費上昇分の一部の支援を受けた取組実施者の5%程度を抽出し、12月末までに参加農業者が化学肥料の低減の取組を適切に実施し、その内容が正しく報告されているか現地確認を行う。

(5) 国内肥料資源利用拡大対策事業

〈事業の内容〉

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組等を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	66,865,000	66,865,000	0	1/2 補助 および定額
国内肥料資源活用総合推進支援	6,050,000	6,050,000	0	
国内肥料資源活用推進事業	150,000	150,000	0	事務費
合計	73,065,000	73,065,000	0	

(6) 畑作物産地形成促進事業

<事業の内容>

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこしの低コスト生産の取組を推進する。

(7) コメ新市場開拓等促進事業

<事業の内容>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産の取組を推進する。

(8) 産地生産基盤パワーアップ事業

<事業の内容>

産地パワーアップ計画を策定する地域協議会に対して、円滑な事業活用が実施されるよう助言・指導を行うとともに、県、市町村、及び農業者団体等の関係機関と一体となって、産地における農産物の収益力向上及び生産基盤強化に向けた取組を推進する。

(9) 令和6年産以降の需要に応じた生産・販売の推進

<事業の内容>

県協議会で定めた「令和6年産主食用米の需要に応じた生産・販売について」を踏まえ、需要に応じた生産が継続的に行えるよう、地域協議会等の関係機関と連携し、一体となって取組む。

令和6年度収支予算（変更後）

（1）収入の部

（単位：円）

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,776,000	10,639,000	137,000	
経営所得安定対策等推進事業補助金	6,550,000	6,417,000	133,000	
水田産地化総合推進事業補助金	2,113,000	2,111,000	2,000	
農業団体	2,113,000	2,111,000	2,000	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	2,685,761,411	2,633,656,000	52,105,411	
セーフティネット構築事業	2,682,761,411	2,630,656,000	52,105,411	前年度繰入 2,282,761,411円 資金造成額 400,000,000円
推進事業	3,000,000	3,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	540,518,299	591,384,000	△ 50,865,701	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	540,113,299	590,942,000	△ 50,828,701	前年度繰入 288,113,299円 積立金納付見込 252,000,000円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	405,000	442,000	△ 37,000	
肥料価格高騰対策事業	0	2,644,029,000	△ 2,644,029,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	73,065,000	34,040,000	39,025,000	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	66,865,000	0	66,865,000	
国内肥料資源活用総合推進支援	6,050,000	33,040,000	△ 26,990,000	
国内肥料資源活用推進事業	150,000	1,000,000	△ 850,000	
合計	3,310,120,710	5,913,748,000	△ 2,603,627,290	

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A)-(B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,776,000	10,639,000	137,000	
協議会の開催・運営費	4,954,000	4,954,000	0	
推進研修会等開催費	3,143,000	3,006,000	137,000	
地域協議会指導費	2,679,000	2,679,000	0	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	2,685,761,411	2,633,656,000	52,105,411	
セーフティネット構築事業	2,682,761,411	2,630,656,000	52,105,411	
推進事業	3,000,000	3,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	540,518,299	591,384,000	△ 50,865,701	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	540,113,299	590,942,000	△ 50,828,701	
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	405,000	442,000	△ 37,000	
肥料価格高騰対策事業	0	2,644,029,000	△ 2,644,029,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	73,065,000	34,040,000	39,025,000	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	66,865,000	0	66,865,000	
国内肥料資源活用総合推進支援	6,050,000	33,040,000	△ 26,990,000	
国内肥料資源活用推進事業	150,000	1,000,000	△ 850,000	
合計	3,310,120,710	5,913,748,000	△ 2,603,627,290	


令和6年度上半期内部監査報告書


熊本県農業再生協議会
会長 宮本隆幸様

下記のとおり内部監査を実施しましたので、熊本県農業再生協議会内部監査実施規程第5条に基づき、その顛末を報告します。

令和6年10月23日

熊本県農業再生協議会
内部監査委員

(責任者) 副審査役 小野 寛史 

高群 翔太 

記

1 監査人氏名

(責任者) JA熊本中央会 JA総合支援部 副審査役 小野 寛史
JA熊本中央会 JA総合支援部 高群 翔太

2 監査実施期間ならびに監査の範囲

年度	期間	監査基準日	監査の範囲
令和6年度	令和6年4月1日～ 令和6年9月30日	令和6年9月30日	熊本県農業再生協議会 会の業務及び資金管理

3 改善を要する事項等

熊本県農業再生協議会の業務及び会計について監査を実施したところ、適正に処理されていました。

以上

